

建設業許可申請書類等の閲覧方法について

平成31年4月1日から閲覧所の運用方法を見直します。

閲覧所の運用について

◆閲覧日

火曜日～金曜日（祝日等の閉庁日は閲覧できません）

※ 月曜日が祝日等の場合は、翌日の火曜日は閲覧室を閉鎖します。

※ 書庫整理等のため、臨時で閲覧所を閉鎖することがあります。

◆閲覧時間

（午前の部）**9:00～12:00** （午後の部）**13:00～16:30**

※ 原則、1回1時間以内

※ 12:00～13:00は閲覧所を閉鎖しますので入室できません。

◆閲覧方法

建設業課にて閲覧簿（個票）又は閲覧簿（一覧表）に必要事項を記入し、閲覧座席番号札を受取って、同番号の席にて閲覧をお願いします。

退室の際は、閲覧座席番号札を返却してください。

午前から午後に引き続き閲覧する場合も、改めて入室の手続きをお願いします。
パソコンでインターネットをご利用できない方には、インターネットによる閲覧を行うパソコンを用意しておりますので、利用されたい方は建設業課の担当職員にお声掛けください（使用方法及び検索方法についてもその都度ご説明させていただきます。）

◆注意事項

- 閲覧座席番号札と同番号の席で閲覧をお願いします。
- 閲覧席に一度に持ち出す書類は、5件以内としてください。
- 閲覧書類を床の上に置くことはご遠慮ください。
- 閲覧室内での飲食は禁止します。
- 携帯電話の使用及び私語は禁止します。
- 閲覧時間は原則1回1時間以内。閑散時は延長可能とするが、混雑時は入室時間の長い方から退室をお願いします。
同時に閲覧できる人数は6名となります。
- 閲覧書類を閲覧所外に持ち出すことは禁じます。
- 書類の撮影をされる際は、印影が映らないように注意してください。
- 迷惑行為等が確認された場合は退室を命じることがあります。また、場合によっては、建設業法施行細則第8条の規定により閲覧の停止又は禁止を求める場合もあります。
- 大臣許可業者の書類は、県の閲覧所では閲覧できませんので、中部地方整備局（名古屋市）で閲覧ください。